

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年1月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年1月21日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成23年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 天満井地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) ヤクシ上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高須線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 春日川上流地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小山池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大畑地区	〃